

議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議から
他会議への申し送り事項について（案）

これまでの検討結果を踏まえ、下記のとおり関係会議に申し送ることとする。

番号	項目	申し送り事項	該当会議等
5	議場での質疑等の方法	議員が発言の際に使用する演壇の決まりである「質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項」を踏まえつつ、議員が議長席前の演壇を使用したい場合は、議会運営委員会に申し出てもらい、案件ごとに判断できるよう、検討してもらおう。	議会運営委員会
7	正副議長立候補者の所信表明の議事録	所信表明の内容を記録として残すという提起に関して、条文として記載しないが、提起内容を議会内で検討することを提案する。 (例) 所信表明内容を文書化して議場配付し会議録の資料とする等	議会改革推進会議
9	質問趣旨確認	知事等執行部の職員が議員に対して、議員の質問の趣旨・意味を確認したい場合に限って認めることとし、「議会会議規則」や「申し合わせ」に書く必要があるかどうかについて、検討してもらおう。	議会運営委員会
15	議長定例記者会見	議長定例記者会見を恒久的に実施する旨の提案に対し、議会基本条例では、議会運営等の基本的事項のみを定め、詳細事項については要綱や申合せで定めることとする。	議会改革推進会議
19	附属機関委員の身分等	附属機関委員の身分等について、条文は変更しないが、「非常勤特別職として報酬を支払う」こととして取扱い、今後、附属機関が設置される場合は、その旨を設置条例に規定する。	議会改革推進会議
20	会期制	通年議会にすると文書質問制度の課題が解消される面もあるため、このような点も含めて会期制について検討してもらおう。	会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議
24	文書質問制度	知事等に対する文書による質問制度を新たに設けることとし、詳細は、申合せ等で定める。	議会運営委員会